

事務連絡  
平成27年1月16日

富山県医師会長  
各郡市医師会長

殿

富山県厚生部健康課長

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る  
医療受給者証における所得区分の記載について

平素より、本県の難病対策につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成27年1月1日から、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな医療費助成制度（以下「新制度」という）が施行されたところです。

本県においては、新制度における医療受給者証について、受給者の皆様に対しできるだけ速やかに交付すること等を目的として、適用区分欄を空欄として発行しておりますことをご知らせいたします。

また、この場合の高額療養費の支給に係る事務の当面の取り扱いについては、平成27年1月8日付けで当方よりお送りしました平成26年12月19日健疾発1219第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る事務の当面の取扱いについて」により示されております。

つきましては、貴会員への周知をよろしくお願いいたします。

なお、医療受給者証の適用区分欄を空欄として当面運用することについては、県内各医療保険者、社会保険診療報酬支払基金富山支部及び富山県国民健康保険団体連合会に連絡済みです。

事務担当：感染症・疾病対策班  
加納、笹島、林、高山  
電話）076-444-4513